

令和8年

第1回おいらせ町議会定例会

# 議 案 書

青森県おいらせ町



令和8年 第1回おいらせ町議会定例会議案書 目次

議案番号	件名	頁
議案第3号	おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	5
議案第4号	おいらせ町印鑑条例の一部を改正する条例について	7
議案第5号	おいらせ町火入れに関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第6号	町道の路線認定について	11
議案第7号	令和7年度おいらせ町一般会計補正予算(第9号)について	13
議案第8号	令和7年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	24
議案第9号	令和7年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)について	27
議案第10号	令和7年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第4号)について	30
議案第11号	令和7年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について	33
議案第12号	令和7年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第5号)について	36
議案第13号	令和7年度おいらせ町下水道事業会計補正予算(第4号)について	38
議案第14号	令和8年度おいらせ町一般会計予算について	41
議案第15号	令和8年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算について	50

議案番号	件名	頁
議案第16号	令和8年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計予算について	54
議案第17号	令和8年度おいらせ町介護保険特別会計予算について	57
議案第18号	令和8年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計予算について	60
議案第19号	令和8年度おいらせ町病院事業会計予算について	63
議案第20号	令和8年度おいらせ町下水道事業会計予算について	66

## 議案第 3 号

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

空家等対策の実施に係る附属機関を新たに設置するため、提案するものである。

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1 おいらせ町地域公共交通会議の項の次に次のように加える。

おいらせ町空家等対策協議会	(1) 空家等対策の実施に関する事項 (2) おいらせ町空家等対策計画等の策定及び見直しに関する事項 (3) その他町長が必要と認める事項	20人以内	(1) 関係行政機関の職員 (2) 町内の公共的団体の役員及び職員 (3) 学識経験を有する者 (4) 町長 (5) その他町長が必要と認める者	2年	(1) 会長 町長 (2) 副会長 会長の指名	政策推進課
---------------	-----------------------------------------------------------------------------	-------	--------------------------------------------------------------------------------------	----	----------------------------	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 4 号

おいらせ町印鑑条例の一部を改正する条例について

おいらせ町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

## おいらせ町印鑑条例の一部を改正する条例

おいらせ町印鑑条例（平成18年おいらせ町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条の2中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日又は電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

## 議案第 5 号

おいらせ町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

八戸地域広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正に伴い、火入れの中止に係る要件を改めるため提案するものである。

## おいらせ町火入れに関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町火入れに関する条例（平成18年おいらせ町条例第127号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は」に改め、「火災警報」の次に「若しくは林野火災に関する注意報」を加え、同条第2項中「、異常乾燥注意報若しくは」を「若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは」に改め、「火災警報」の次に「若しくは林野火災に関する注意報」を加える。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第 6 号

### 町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を別紙のとおり認定する。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

開発行為により築造された町道の路線認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、提案するものである。

## 令和7年度 新規認定路線一覧

本町61号線	起点	おいらせ町下前田114番地13	地先
	終点	おいらせ町下前田114番地19	地先
	延長	182.2m	

## 議案第 7 号

令和 7 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 9 号）について

令和 7 年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 4 8, 7 1 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4, 7 9 7, 8 5 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		2,941,495	△2,670	2,938,825
	1 町民税	1,308,102	1,980	1,310,082
	2 固定資産税	1,311,824	△4,650	1,307,174
2 地方譲与税		135,006	△325	134,681
	3 森林環境譲与税	7,006	△325	6,681
10 地方特例交付金		32,144	4,246	36,390
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補てん特別交付金	0	4,246	4,246
11 地方交付税		3,588,375	191,464	3,779,839
	1 地方交付税	3,588,375	191,464	3,779,839
13 分担金及び負担金		27,752	△1,234	26,518
	2 負 担 金	22,202	△1,234	20,968
14 使用料及び手数料		73,134	△1,647	71,487
	1 使用料	59,698	△978	58,720
	2 手数料	13,436	△669	12,767
15 国庫支出金		2,977,361	△57,106	2,920,255
	1 国庫負担金	1,781,865	△1,738	1,780,127
	2 国庫補助金	1,189,945	△55,368	1,134,577
16 県支出金		1,548,266	389,969	1,938,235
	1 県負担金	813,499	△6,904	806,595
	2 県補助金	648,565	393,967	1,042,532
	3 県委託金	86,202	2,906	89,108

款	項	補正前の額	補正額	計
17 財産収入		19,512	4,928	24,440
	1 財産運用収入	18,010	227	18,237
	2 財産売却収入	1,502	4,701	6,203
18 寄附金		34,561	12,104	46,665
	1 寄附金	34,561	12,104	46,665
19 繰入金		974,094	△250,096	723,998
	2 基金繰入金	959,976	△250,096	709,880
21 諸収入		95,055	8,583	103,638
	5 雑入	85,582	8,583	94,165
22 町債		1,170,900	150,500	1,321,400
	1 町債	1,170,900	150,500	1,321,400
歳入	合計	14,349,143	448,716	14,797,859

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		106,905	△1,523	105,382
	1 議会費	106,905	△1,523	105,382
2 総務費		2,899,405	17,864	2,917,269
	1 総務管理費	1,390,997	62,659	1,453,656
	2 企画費	1,030,441	△47,047	983,394
	3 徴税費	281,074	△653	280,421
	4 戸籍住民登録費	119,778	4,081	123,859
	5 選挙費	64,929	△1,355	63,574
	6 統計調査費	10,962	240	11,202
	7 監査委員費	1,224	△61	1,163
3 民生費		5,116,012	△90,418	5,025,594
	1 社会福祉費	2,179,000	△29,200	2,149,800
	2 児童福祉費	2,935,336	△61,218	2,874,118
	3 災害救助費	1,676	0	1,676
4 衛生費		988,869	△32,602	956,267
	1 保健衛生費	397,580	△28,863	368,717
	2 清掃費	338,421	△2,404	336,017
	4 病院費	251,950	△1,335	250,615
5 労働費		498	65	563
	1 労働諸費	498	65	563
6 農林水産業費		243,059	390,518	633,577
	1 農業費	218,625	387,792	606,417
	2 林業費	11,336	△4,324	7,012
	3 水産業費	13,098	7,050	20,148
7 商工費		123,518	△10,868	112,650
	1 商工費	123,518	△10,868	112,650

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		1,432,796	82,364	1,515,160
	1 土木管理費	100,613	△28	100,585
	2 道路橋りょう費	731,737	71,564	803,301
	3 都市計画費	577,567	10,819	588,386
	4 住宅費	22,879	9	22,888
9 消防費		521,643	△3,389	518,254
	1 消防費	521,643	△3,389	518,254
10 教育費		1,983,999	95,880	2,079,879
	1 教育総務費	203,246	△12,658	190,588
	2 小学校費	200,861	△5,691	195,170
	3 中学校費	615,269	126,542	741,811
	4 社会教育費	301,387	△7,491	293,896
	5 保健体育費	663,236	△4,822	658,414
11 災害復旧費		35,817	825	36,642
	1 公共土木施設災害復旧費	12,639	0	12,639
	3 その他施設災害復旧費	14,520	0	14,520
	4 農林水産業施設災害復旧費	472	825	1,297
	歳 出 合 計	14,349,143	448,716	14,797,859

第2表 継続費補正

変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	3 中学校費	木ノ下中学校講堂改築事業	千円		千円	千円		千円
			857,852	令和6年度	420,426	855,680	令和6年度	420,426
				令和7年度	437,426		令和7年度	435,254

第3表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎屋内消火栓水中ポンプ改修事業	2,062
2 総務費	1 総務管理費	新庁舎・新病院用地買収事業	451,782
2 総務費	2 企画費	生活支援商品券支給事業	337,758
2 総務費	4 戸籍住民登録費	戸籍システム等改修事業	4,678
3 民生費	1 社会福祉費	地域密着型サービス等提供施設整備事業	41,500
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	5,147
6 農林水産費	1 農業費	有害鳥獣等対策事業	1,071
6 農林水産費	1 農業費	新基本計画実装・農業構造転換支援事業	395,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	住吉町線整備事業	555
9 消防費	1 消防費	下田第5分回水槽付消防ポンプ自動車購入事業	45,568

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	防災安全マップ更新事業	4,508
10 教育費	3 中学校費	木ノ下中学校講堂解体事業	137,625
11 災害復旧費	4 農林水産業施設災害復旧費	東北自然歩道沿水路災害復旧事業	825

## 第4表 地方債補正

### 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
木ノ下中学校講堂改築事業 (国土強靱化事業)	千円 148,100	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
染屋・苫米地線外4路線災害復旧事業	5,900			
洋光台三丁目地区道路災害復旧事業	4,100			

### 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新庁舎建設事業 (合併特例事業)	千円 172,900	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 219,000	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
上谷地地区通作条件整備事業	3,800				2,700			
百石漁港機能保全事業	6,300				12,600			
下田第5分回水槽付消防ポンプ自動車購入事業 (緊急防災・減災事業)	45,300				44,300			
全国瞬時警報システム更新事業 (緊急防災・減災事業)	5,400				5,200			

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
町道舗装補修事業 (緊急自然災害防止対策事業)	千円 80,500	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 80,000	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
町道舗装補修事業 (適正管理推進事業)	23,300				21,700			
木ノ下中学校講堂改築事業	251,400				235,400			
二川目地区生活会館改修事業 (適正管理推進事業)	19,500				19,100			
農村環境改善センター改修事業 (適正管理推進事業)	2,700				2,500			
白鳥監視小屋改修事業 (適正管理推進事業)	1,100				1,000			
北公民館改修事業 (適正管理推進事業)	12,000				11,500			
百石第3分団拠点施設改修事業 (防災対策事業)	10,100				9,100			
百石第7分団拠点施設改修事業 (防災対策事業)	8,400				5,700			
いちよう公園多目的グラウンド照明器具改修事業 (脱炭素化推進事業)	42,500				41,800			
東公民館照明器具改修事業 (脱炭素化推進事業)	16,500	14,400						

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北公民館改修事業 (脱炭素化推進事業)	千円 6,600	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 5,300	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
川口保育園整備費補助事業	69,100				41,500			
みなくる館照明器具改修事業 (脱炭素化推進事業)	21,000				16,200			

## 議案第 8 号

令和 7 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）  
について

令和 7 年度おいらせ町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 23,762 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,489,225 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		483,233	5,828	489,061
	1 国民健康保険税	483,233	5,828	489,061
3 県支出金		1,693,925	41,094	1,735,019
	1 県補助金	1,693,925	41,094	1,735,019
5 繰入金		258,280	△22,700	235,580
	1 一般会計繰入金	230,516	△3,449	227,067
	2 基金繰入金	27,764	△19,251	8,513
7 諸収入		11,694	△460	11,234
	3 雑入	6,317	△460	5,857
歳 入	合 計	2,465,463	23,762	2,489,225

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		64,064	△1,728	62,336
	1 総務管理費	49,145	△1,725	47,420
	2 徴税費	14,382	△3	14,379
2 保険給付費		1,650,172	25,131	1,675,303
	1 療養諸費	1,416,879	15,015	1,431,894
	2 高額療養費	222,355	8,216	230,571
	4 出産育児一時金	8,498	2,000	10,498
	6 傷病手当金	100	△100	0
3 国民健康保険事業費納付金		701,136	0	701,136
	1 医療給付費分	469,859	0	469,859
4 保健事業費		36,789	0	36,789
	1 特定健康診査等事業費	21,792	0	21,792
	2 保健事業費	14,757	0	14,757
6 諸支出金		11,205	359	11,564
	1 償還金及び還付加算金	9,665	△461	9,204
	2 繰出金	1,540	820	2,360
歳 出	合 計	2,465,463	23,762	2,489,225

## 議案第 9 号

令和 7 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 7 年度おいらせ町の奨学資金貸付事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 5 5 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6, 5 2 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 寄附金		520	89	609
	1 寄附金	520	89	609
3 繰入金		6,142	△4,538	1,604
	2 基金繰入金	4,538	△4,538	0
5 諸収入		10,878	2,892	13,770
	1 貸付金元利収入	10,878	2,892	13,770
歳 入	合 計	18,086	△1,557	16,529

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		18,086	△1,557	16,529
	1 奨学資金貸付事業費	18,086	△1,557	16,529
歳 出	合 計	18,086	△1,557	16,529

## 議案第10号

令和7年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

令和7年度おいらせ町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102,869千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,448,241千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月5日 提出

おいらせ町長 成田 隆

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		524,777	1,278	526,055
	1 介護保険料	524,777	1,278	526,055
3 国庫支出金		495,653	△13,581	482,072
	1 国庫負担金	409,024	△10,695	398,329
	2 国庫補助金	86,629	△2,886	83,743
4 支払基金交付金		619,784	△57,280	562,504
	1 支払基金交付金	619,784	△57,280	562,504
5 県支出金		329,826	△10,008	319,818
	1 県負担金	313,411	△10,008	303,403
7 繰入金		436,079	△23,308	412,771
	1 一般会計繰入金	436,079	△23,308	412,771
9 諸収入		8,061	30	8,091
	1 延滞金・加算金及び過料	10	30	40
歳 入	合 計	2,551,110	△102,869	2,448,241

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		183,129	△3,668	179,461
	1 総務管理費	166,611	△1,999	164,612
	3 介護認定審査会費	10,826	△1,385	9,441
	5 計画策定費	826	△284	542
2 保険給付費		2,222,880	△67,680	2,155,200
	1 介護サービス等諸費	2,053,100	△67,280	1,985,820
	2 介護予防サービス等諸費	30,580	1,600	32,180
	3 その他諸費	2,300	0	2,300
	4 高額介護サービス等費	48,200	3,000	51,200
	5 高額医療合算介護サービス等費	7,800	0	7,800
	6 特定入所者介護サービス等費	80,900	△5,000	75,900
3 地域支援事業費		106,308	△1,870	104,438
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	59,216	688	59,904
	2 一般介護予防事業費	26,706	△2,064	24,642
	3 包括的支援事業・任意事業費	9,526	△514	9,012
	4 介護予防支援事業費	10,626	20	10,646
4 基金積立金		38,293	△29,651	8,642
	1 基金積立金	38,293	△29,651	8,642
歳 出	合 計	2,551,110	△102,869	2,448,241

## 議案第 1 1 号

令和 7 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)  
について

令和 7 年度おいらせ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 6 7 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 5 7, 4 2 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		224,347	2,813	227,160
	1 後期高齢者医療保険料	224,347	2,813	227,160
3 繰入金		106,235	△3,845	102,390
	1 一般会計繰入金	106,235	△3,845	102,390
5 諸収入		18,206	△646	17,560
	1 延滞金、加算金及び過料	1	20	21
	2 償還金及び還付加算金	800	△231	569
	3 受託事業収入	17,405	△435	16,970
歳 入	合 計	359,103	△1,678	357,425

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		21,397	0	21,397
	1 総務管理費	18,269	0	18,269
	2 徴収費	3,128	0	3,128
2 後期高齢者医療広域連合納付金		323,827	△1,038	322,789
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	323,827	△1,038	322,789
3 保健事業費		13,047	△640	12,407
	1 保健事業費	13,047	△640	12,407
4 諸支出金		832	0	832
	1 償還金及び還付加算金	800	0	800
	2 繰出金	32	0	32
歳出	合計	359,103	△1,678	357,425

## 議案第 1 2 号

令和 7 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 5 号）について

（総則）

第 1 条 令和 7 年度おいらせ町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度おいらせ町病院事業会計予算（以下「予算」という。）

第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第 1 款 事業収益	1,200,348 千円	△13,015 千円	1,187,333 千円
第 1 項 医業収益	1,007,280 千円	△34,305 千円	972,975 千円
第 2 項 医業外収益	193,066 千円	21,290 千円	214,356 千円
	支 出		
第 1 款 事業費用	1,200,348 千円	△13,015 千円	1,187,333 千円
第 1 項 医業費用	1,192,999 千円	△12,049 千円	1,180,950 千円
第 2 項 医業外費用	5,347 千円	△ 966 千円	4,381 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 19,673 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 19,838 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 19,673 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 19,838 千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第 1 款 資本的収入	103,247 千円	△ 165 千円	103,082 千円
第 2 項 他会計出資金	20,699 千円	△ 202 千円	20,497 千円
第 3 項 国庫補助金	1,948 千円	△1,947 千円	1 千円
第 4 項 県補助金	1,100 千円	1,984 千円	3,084 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
( 1 ) 職員給与費	696,739 千円	△7,453 千円	689,286 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 5 条 予算第 9 条中「100,500 千円」を「101,500 千円」に改める。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

議案第13号

令和7年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第4号）について

（総則）

第1条 令和7年度おいらせ町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度おいらせ町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入				
第1款	事業収益	858,594千円	△77千円	858,517千円
第1項	営業収益	226,723千円	△81千円	226,642千円
第2項	営業外収益	631,871千円	4千円	631,875千円
支 出				
第1款	事業費	799,991千円	△3,337千円	796,654千円
第1項	営業費用	689,342千円	△8,460千円	680,882千円
第3項	特別損失	20千円	5,123千円	5,143千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額124,178千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額132,561千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額962千円」を、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,067千円」に、「当年度利益剰余金処分数額57,641千円」を、「当年度利益剰余金処分数額60,919千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	670,093 千円	75,120 千円	745,213 千円
第1項 企業債	443,600 千円	22,100 千円	465,700 千円
第2項 他会計補助金	204,490 千円	11,658 千円	216,148 千円
第3項 補助金	21,000 千円	40,000 千円	61,000 千円
第4項 負担金及び分担金	1,003 千円	570 千円	1,573 千円
第5項 固定資産売却代金	0 千円	792 千円	792 千円
	支 出		
第1款 資本的支出	794,271 千円	83,503 千円	877,774 千円
第1項 建設改良費	129,237 千円	83,499 千円	212,736 千円
第3項 基金積立金	5 千円	4 千円	9 千円

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のように改める。

補 正 前

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良 (管きよ改良)	千円 65,200	証書借入	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。
建設改良 (馬淵川流域 下水道)	千円 14,100			

補 正 後

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良 (管きよ改良)	千円 84,800	証書借入	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。
建設改良 (馬淵川流域下水道)	千円 16,600			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	32,032 千円	55 千円	32,087 千円
(繰出基準を超える補助金)			

第6条 予算第9条中「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、97,745 千円」を「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、109,403 千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第7条 予算第10条に定めた金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 減債積立金	57,641 千円	3,278 千円	60,919 千円

令和 8 年 3 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

## 議案第14号

### 令和8年度おいらせ町一般会計予算について

令和8年度おいらせ町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,107,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

#### (継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

#### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

#### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年3月5日 提出

おいらせ町長 成田 隆

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 町税		2,923,701	2,766,487	157,214
	1 町民税	1,320,700	1,235,499	85,201
	2 固定資産税	1,270,769	1,209,814	60,955
	3 軽自動車税	96,643	98,775	△ 2,132
	4 町たばこ税	235,589	222,399	13,190
2 地方譲与税		131,004	135,006	△ 4,002
	1 地方揮発油譲与税	24,000	30,000	△ 6,000
	2 自動車重量譲与税	100,000	98,000	2,000
	3 森林環境譲与税	7,004	7,006	△ 2
3 利子割交付金		3,800	1,000	2,800
	1 利子割交付金	3,800	1,000	2,800
4 配当割交付金		9,700	5,200	4,500
	1 配当割交付金	9,700	5,200	4,500
5 株式等譲渡所得割交付金		11,700	5,200	6,500
	1 株式等譲渡所得割交付金	11,700	5,200	6,500
6 法人事業税交付金		27,000	26,000	1,000
	1 法人事業税交付金	27,000	26,000	1,000
7 地方消費税交付金		630,000	600,000	30,000
	1 地方消費税交付金	630,000	600,000	30,000
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		200	300	△ 100
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	200	300	△ 100

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
9 地方特例交付金		50,959	32,000	18,959
	1 地方特例交付金	50,959	32,000	18,959
10 地方交付税		3,451,133	3,482,346	△ 31,213
	1 地方交付税	3,451,133	3,482,346	△ 31,213
11 交通安全対策特別交付金		2,084	2,228	△ 144
	1 交通安全対策特別交付金	2,084	2,228	△ 144
12 分担金及び負担金		27,117	27,752	△ 635
	1 分 担 金	7,950	5,550	2,400
	2 負 担 金	19,167	22,202	△ 3,035
13 使用料及び手数料		70,904	73,134	△ 2,230
	1 使用料	57,063	59,698	△ 2,635
	2 手数料	13,841	13,436	405
14 国庫支出金		2,048,023	2,411,917	△ 363,894
	1 国庫負担金	1,749,835	1,645,715	104,120
	2 国庫補助金	292,951	760,651	△ 467,700
	3 国庫委託金	5,237	5,551	△ 314
15 県支出金		1,462,919	1,372,423	90,496
	1 県負担金	822,008	751,566	70,442
	2 県補助金	594,754	557,497	37,257
	3 県委託金	46,157	63,360	△ 17,203
16 財産収入		26,273	18,330	7,943
	1 財産運用収入	25,770	16,828	8,942
	2 財産売払収入	503	1,502	△ 999

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
17 寄附金		24,101	24,002	99
	1 寄附金	24,101	24,002	99
18 繰入金		577,478	449,077	128,401
	1 特別会計繰入金	2	2	0
	2 基金繰入金	577,476	449,075	128,401
19 繰越金		20,000	20,000	0
	1 繰越金	20,000	20,000	0
20 諸収入		169,404	72,998	96,406
	1 延滞金・加算金及び過料	5,530	4,961	569
	2 町預金利子	1	1	0
	3 貸付金元利収入	1,600	1,700	△ 100
	4 受託事業収入	20,597	2,811	17,786
	5 雑入	141,676	63,525	78,151
21 町債		439,500	778,700	△ 339,200
	1 町債	439,500	778,700	△ 339,200
× 環境性能割交付金		0	10,900	△ 10,900
	1 環境性能割交付金	0	10,900	△ 10,900
歳入	合計	12,107,000	12,315,000	△ 208,000

## 歳出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 議会費		108,680	102,595	6,085
	1 議会費	108,680	102,595	6,085
2 総務費		1,649,697	1,825,506	△ 175,809
	1 総務管理費	754,612	771,176	△ 16,564
	2 企画費	583,157	641,565	△ 58,408
	3 徴税費	205,154	254,597	△ 49,443
	4 戸籍住民登録費	96,974	113,853	△ 16,879
	5 選挙費	7,674	34,812	△ 27,138
	6 統計調査費	1,111	8,279	△ 7,168
	7 監査委員費	1,015	1,224	△ 209
3 民生費		4,809,871	4,616,017	193,854
	1 社会福祉費	2,094,477	1,990,415	104,062
	2 児童福祉費	2,714,245	2,625,602	88,643
	3 災害救助費	1,149	0	1,149
4 衛生費		1,060,755	971,444	89,311
	1 保健衛生費	400,789	395,036	5,753
	2 清掃費	391,847	330,470	61,377
	3 上水道費	919	918	1
	4 病院費	267,200	245,020	22,180
5 労働費		517	498	19
	1 労働諸費	517	498	19

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
6 農林水産業費		258,836	241,527	17,309
	1 農業費	246,291	218,365	27,926
	2 林業費	7,650	11,246	△ 3,596
	3 水産業費	4,895	11,916	△ 7,021
7 商工費		113,402	113,206	196
	1 商工費	113,402	113,206	196
8 土木費		1,343,990	1,201,154	142,836
	1 土木管理費	99,884	94,149	5,735
	2 道路橋りょう費	704,167	632,917	71,250
	3 都市計画費	524,792	464,376	60,416
	4 住宅費	15,147	9,712	5,435
9 消防費		538,435	510,189	28,246
	1 消防費	538,435	510,189	28,246
10 教育費		1,303,680	1,850,729	△ 547,049
	1 教育総務費	209,898	195,161	14,737
	2 小学校費	197,270	167,495	29,775
	3 中学校費	109,163	618,835	△ 509,672
	4 社会教育費	259,777	305,882	△ 46,105
	5 保健体育費	527,572	563,356	△ 35,784
11 災害復旧費		10	10	0
	1 公共土木施設災害復旧費	10	10	0
12 公債費		899,127	862,125	37,002
	1 公債費	899,127	862,125	37,002
13 予備費		20,000	20,000	0
	1 予備費	20,000	20,000	0
歳 出	合 計	12,107,000	12,315,000	△ 208,000

第2表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	新庁舎・新病院建設用地造成事業	千円 181,445	令和8年度	千円 40,911
				令和9年度	140,534

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新庁舎建設事業 (緊急防災・減災事業)	千円 5,300	証書借入	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公用車購入事業(脱炭素化推進事業)	9,300			
藤ヶ森地区生活会館改修事業 (適正管理推進事業)	23,500			
鶴久保地区農業構造改善センター改修事業 (適正管理推進事業)	15,600			
川口保育園整備費補助事業	27,600			
間木地区通作条件整備事業	13,200			
間木堤地区ため池等整備事業	800			
明神沼地区農業水路等長寿命化・防災減災事業	4,600			
藤坂頭首工地区水利施設等保全高度化事業	2,700			
農村環境改善センター改修事業 (適正管理推進事業)	28,700			
百石小学校通学路線拡幅事業	6,000			
町道舗装補修事業	18,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
橋りょう補修事業	18,700	証書借入	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
明神川大規模特定河川改修事業	16,600			
住吉町線整備事業	7,600			
町道舗装補修事業 (適正管理推進事業)	70,000			
橋りょう撤去事業(緊急自然災害防止対策事業)	33,000			
急傾斜地崩壊対策総合流域防災事業	3,600			
百石第3分回水槽付消防ポンプ自動車購入事業 (緊急防災・減災事業)	55,800			
いちょう公園体育館改修事業	51,800			
町民交流センター改修事業	27,100			
合 計	439,500			

## 議案第15号

### 令和8年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算について

令和8年度おいらせ町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,470,034千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

#### (歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年3月5日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 国民健康保険税		486,175	454,130	32,045
	1 国民健康保険税	486,175	454,130	32,045
2 使用料及び手数料		561	542	19
	1 手数料	561	542	19
3 県支出金		1,760,140	1,649,336	110,804
	1 県補助金	1,760,140	1,649,336	110,804
4 財産収入		882	97	785
	1 財産運用収入	882	97	785
5 繰入金		216,696	289,385	△ 72,689
	1 一般会計繰入金	211,842	231,685	△ 19,843
	2 基金繰入金	4,854	57,700	△ 52,846
6 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
7 諸収入		5,579	7,389	△ 1,810
	1 延滞金・加算金及び過料	5,376	5,376	0
	2 受託事業収入	1	1	0
	3 雑入	202	2,012	△ 1,810
歳 入	合 計	2,470,034	2,400,880	69,154

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 総務費		53,318	54,768	△ 1,450
	1 総務管理費	48,529	49,332	△ 803
	2 徴税費	4,456	4,899	△ 443
	3 運営協議会費	220	227	△ 7
	4 趣旨普及費	113	310	△ 197
2 保険給付費		1,707,480	1,605,393	102,087
	1 療養諸費	1,458,186	1,380,655	77,531
	2 高額療養費	238,244	213,800	24,444
	3 移送費	40	40	0
	4 出産育児一時金	9,010	8,498	512
	5 葬祭諸費	2,000	2,300	△ 300
	6 傷病手当金	0	100	△ 100
3 国民健康保険事業費納付金		662,057	697,013	△ 34,956
	1 医療給付費分	422,081	467,639	△ 45,558
	2 後期高齢者支援金分	162,348	167,425	△ 5,077
	3 介護納付金分	63,908	61,949	1,959
	4 子ども・子育て支援納付金分	13,720	0	13,720
4 保健事業費		37,953	36,789	1,164
	1 特定健康診査等事業費	21,266	21,792	△ 526
	2 保健事業費	16,440	14,757	1,683
	3 特別総合保健施設事業費	247	240	7

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 基金積立金		882	97	785
	1 基金積立金	882	97	785
6 諸支出金		6,344	4,820	1,524
	1 償還金及び還付加算金	3,154	3,280	△ 126
	2 繰出金	3,190	1,540	1,650
7 予備費		2,000	2,000	0
	1 予備費	2,000	2,000	0
歳 出 合 計		2,470,034	2,400,880	69,154

## 議案第16号

### 令和8年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計予算について

令和8年度おいらせ町の奨学資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,606千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年3月5日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 財産収入		286	114	172
	1 財産運用収入	286	114	172
2 寄附金		1	1	0
	1 寄附金	1	1	0
3 繰入金		6,105	6,573	△ 468
	1 一般会計繰入金	1,958	1,611	347
	2 基金繰入金	4,147	4,962	△ 815
4 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
5 諸収入		11,213	10,878	335
	1 貸付金元利収入	11,213	10,878	335
歳 入	合 計	17,606	17,567	39

歳出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 事業費		17,606	17,567	39
	1 奨学資金貸付事業費	17,606	17,567	39
歳出	合計	17,606	17,567	39

## 議案第17号

### 令和8年度おいらせ町介護保険特別会計予算について

令和8年度おいらせ町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,468,705千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

#### (歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年3月5日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 保険料		518,056	511,284	6,772
	1 介護保険料	518,056	511,284	6,772
2 使用料及び手数料		111	106	5
	1 手数料	111	106	5
3 国庫支出金		498,794	495,217	3,577
	1 国庫負担金	412,980	409,024	3,956
	2 国庫補助金	85,814	86,193	△ 379
4 支払基金交付金		623,900	617,074	6,826
	1 支払基金交付金	623,900	617,074	6,826
5 県支出金		330,674	326,833	3,841
	1 県負担金	317,425	313,411	4,014
	2 県補助金	13,226	13,399	△ 173
	3 県委託金	23	23	0
6 財産収入		1,022	115	907
	1 財産運用収入	1,022	115	907
7 繰入金		488,084	471,065	17,019
	1 一般会計繰入金	440,695	424,694	16,001
	2 基金繰入金	47,389	46,371	1,018
8 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
9 諸収入		8,063	8,061	2
	1 延滞金・加算金及び過料	10	10	0
	2 雑入	8,053	8,051	2
歳 入	合 計	2,468,705	2,429,756	38,949

## 歳出

(単位：千円)

歳出	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費		120,542	106,391	14,151
	1 総務管理費	101,951	90,857	11,094
	2 徴収費	1,958	3,515	△ 1,557
	3 介護認定審査会費	11,740	10,804	936
	4 介護保険運営協議会費	406	389	17
	5 計画策定費	4,487	826	3,661
2 保険給付費		2,247,400	2,222,880	24,520
	1 介護サービス等諸費	2,075,400	2,053,100	22,300
	2 介護予防サービス等諸費	32,800	30,580	2,220
	3 その他諸費	2,300	2,300	0
	4 高額介護サービス等費	48,200	48,200	0
	5 高額医療合算介護サービス等費	7,800	7,800	0
	6 特定入所者介護サービス等費	80,900	80,900	0
3 地域支援事業費		99,241	99,870	△ 629
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	56,519	54,117	2,402
	2 一般介護予防事業費	22,952	25,972	△ 3,020
	3 包括的支援事業・任意事業費	9,745	9,379	366
	4 介護予防支援事業費	9,797	10,216	△ 419
	5 その他諸費	228	186	42
4 基金積立金		1,022	115	907
	1 基金積立金	1,022	115	907
5 予備費		500	500	0
	1 予備費	500	500	0
歳出	合計	2,468,705	2,429,756	38,949

## 議案第18号

### 令和8年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計予算について

令和8年度おいらせ町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ322,301千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年3月5日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 後期高齢者医療保険料		203,001	186,102	16,899
	1 後期高齢者医療保険料	203,001	186,102	16,899
2 使用料及び手数料		71	64	7
	1 手数料	71	64	7
3 繰入金		118,827	108,562	10,265
	1 一般会計繰入金	118,827	108,562	10,265
4 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
5 諸収入		401	16,948	△ 16,547
	1 延滞金、加算金及び過料	1	1	0
	2 償還金及び還付加算金	400	400	0
	× 受託事業収入	0	16,547	△ 16,547
歳 入 合 計		322,301	311,677	10,624

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 総務費		11,199	23,138	△ 11,939
	1 総務管理費	10,531	20,962	△ 10,431
	2 徴収費	668	2,176	△ 1,508
2 後期高齢者医療広域連合納付金		310,701	275,453	35,248
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	310,701	275,453	35,248
3 諸支出金		401	401	0
	1 償還金及び還付加算金	400	400	0
	2 繰出金	1	1	0
× 保健事業費		0	12,685	△ 12,685
	1 保健事業費	0	12,685	△ 12,685
歳 出 合 計		322,301	311,677	10,624

## 議案第19号

### 令和8年度おいらせ町病院事業会計予算について

#### (総則)

第1条 令和8年度おいらせ町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |             |             |  |
|-------------|-------------|-------------|--|
| (1) 病床数     | 73 床        |             |  |
| (2) 年間延患者数  | 入院 21,400 人 | 外来 28,600 人 |  |
| (3) 1日平均患者数 | 入院 58.6 人   | 外来 116.7 人  |  |

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

第1款 事業収益	1,203,362 千円
第1項 医業収益	1,008,701 千円
第2項 医業外収益	194,659 千円
第3項 特別利益	2 千円

#### 支 出

第1款 事業費用	1,203,362 千円
第1項 医業費用	1,195,912 千円
第2項 医業外費用	5,448 千円
第3項 特別損失	2 千円
第4項 予備費	2,000 千円

#### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 24,553 千円は、当年度分損益勘定留保資金 24,553 千円で補てんするものとする。）。

## 収 入

第1款	資本的収入	75,287千円
第1項	企業債	50,500千円
第2項	他会計出資金	22,035千円
第3項	国庫補助金	1千円
第4項	県補助金	2,750千円
第5項	長期貸付金返還金	1千円

## 支 出

第1款	資本的支出	99,840千円
第1項	建設改良費	54,120千円
第2項	企業債償還金	43,320千円
第3項	投資その他の資産	2,400千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械 購入事業	千円 50,100	証書借入	%	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
施設整備 事業	400			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項のうち、第8条以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 693,666 千円
- (2) 交際費 150 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、100,000 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

- (1) 取得する主な財産

種類	名称	数量
医療機器	電子内視鏡システム	一式
医療機器	自動血球計数装置	一式
医療機器	X線骨密度測定装置	一式

令和 8 年 3 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

## 議案第20号

### 令和8年度おいらせ町下水道事業会計予算について

#### (総則)

第1条 令和8年度おいらせ町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| (1) 接続戸数     | 6,468 戸                  |
| (2) 年間総排水量   | 1,427,000 m <sup>3</sup> |
| (3) 1日平均排水量  | 3,910 m <sup>3</sup>     |
| (4) 主な建設改良事業 |                          |
| 管路建設改良事業     | 70,694 千円                |

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業費用中総係費 4,066 千円の財源に充てるため、企業債 4,000 千円を借り入れる。

#### 収 入

- |           |            |
|-----------|------------|
| 第1款 事業収益  | 830,032 千円 |
| 第1項 営業収益  | 226,513 千円 |
| 第2項 営業外収益 | 603,519 千円 |

#### 支 出

- |           |            |
|-----------|------------|
| 第1款 事業費   | 759,814 千円 |
| 第1項 営業費用  | 680,656 千円 |
| 第2項 営業外費用 | 77,138 千円  |
| 第3項 特別損失  | 20 千円      |
| 第4項 予備費   | 2,000 千円   |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 169,009 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,106 千円、当年度分損益勘定留保資金 98,791 千円、当年度利益剰余金処分別 64,112 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	623,659 千円
第1項	企業債	441,600 千円
第2項	他会計補助金	165,556 千円
第3項	補助金	15,500 千円
第4項	負担金及び分担金	1,003 千円

支 出

第1款	資本的支出	792,668 千円
第1項	建設改良費	162,514 千円
第2項	企業債償還金	630,145 千円
第3項	基金積立金	9 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良 (管きよ改良)	千円 35,600	証書借入	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れする場合、利率の見直しを行った後に)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は
建設改良 (馬淵川流域 下水道)	千円 73,700			

準建設改良 (資本費平準 化債)	千円 332,300	おいては、当該見 直し後の利率)	低利に借換えす ることができ る。
準建設改良 (公営企業適 用債)	千円 4,000		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 32,658千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、62,962千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金は、次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金 64,112千円

令和8年3月5日 提出

おいらせ町長 成 田 隆